

会計年度任用職員制度に関するこれまでの取組

制度導入前の状況（地方公務員における臨時・非常勤職員の任用・処遇上の課題）

- 多様化する行政需要に対応するため、**臨時・非常勤職員が増加**する中で、課題が顕在化（H20年度：約49.8万人 → H28年度：約64.3万人）

<任用上の課題>

- 通常の事務職員も「特別職」で任用してきた

※「特別職」は、本来、専門性が高い者等であり、**守秘義務、政治的行為の制限**などの諸制約が課されていない。（地方公務員法 非適用）

<処遇上の課題>

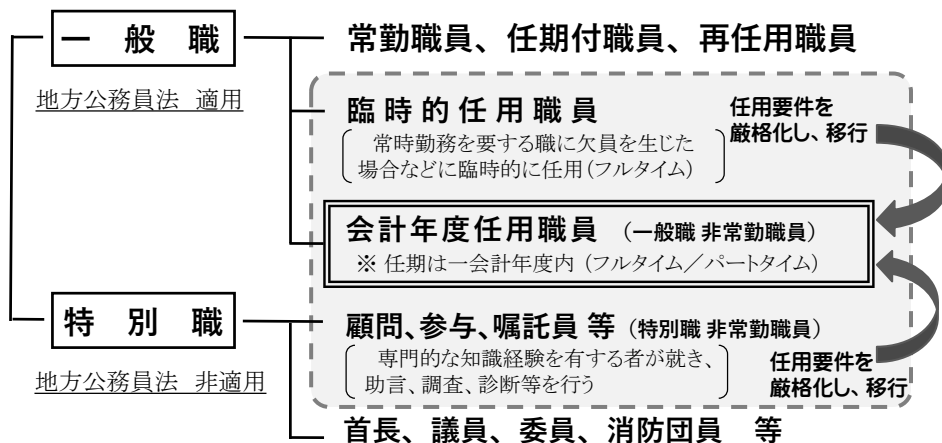
- 労働者性の高い非常勤職員に**期末手当の支給ができない**

※ 国の非常勤職員には支給可能。また、民間では「同一労働同一賃金」に向けた取組が推進。

会計年度任用職員制度の導入(R2.4)以降

<適正な任用の確保>

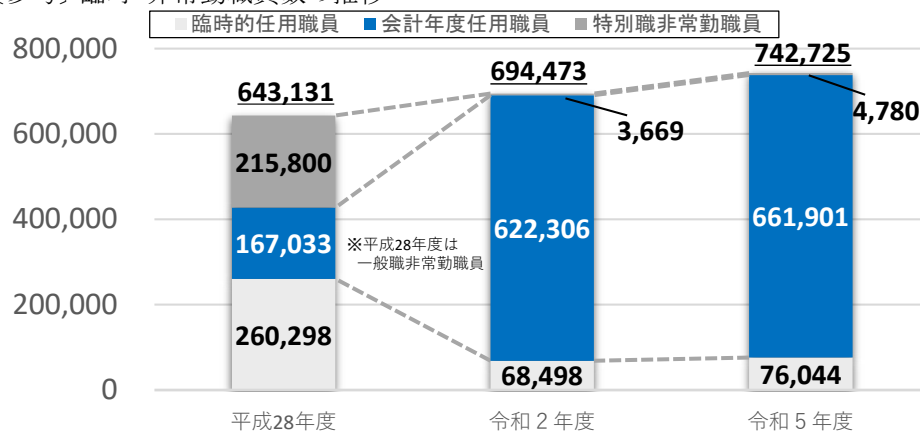
- 従前の臨時・非常勤職員を、（一部の特別職等を除き）**新たに設置する一般職の「会計年度任用職員」に移行**
※ 採用方法や任期等を明確化し守秘義務等の服務に関する規定を適用
- 個々の職への任用に当たっては、職務の内容や責任に応じ、**常勤職員、非常勤職員等の中から適切な制度を選択**



<適正な処遇の確保>

- 制度導入時(令和2年4月1日)から**期末手当**を支給可能
- 導入後の国の取扱いの状況を踏まえ、地方自治法の改正により、**勤勉手当**を支給可能に(**令和6年4月1日から**)
- **常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定**することを基本とするよう通知(令和5年5月2日)

[参考] 臨時・非常勤職員数の推移



※ それぞれの年度の4月1日が調査時点

※ 任用期間が6ヵ月以上(見込みも含む)かつ1週間の勤務時間が常勤職員の半分以上の職員が対象

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等

1 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

- 勤勉手当の支給に必要な経費について**全国調査を実施**。
→ その結果も踏まえ、**勤勉手当の支給に要する経費**について、**令和 6 年度地方財政計画**に **1,810 億円**を計上。
- 令和 6 年度の勤勉手当の支給予定についての調査結果（令和 5 年12月 1 日時点）は次のとおり。
 - ・ 令和 6 年度から**支給する予定の団体**：**1,676団体（93.7%）**
 - ・ **支給しない予定の団体**：**112団体（ 6.3%）**

⇒ 対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給いただきたい。

2 会計年度任用職員に係る給与改定の実施時期

- 国においては、令和 5 年度から、一般職の職員の給与が改定された場合には、非常勤職員の給与についても遡及適用させることを基本とされた。
- 国の取扱いの変更を踏まえ、地方においても、**令和 5 年度から、常勤職員の給与が改定された場合、会計年度任用職員の給与についても遡及適用させることを基本**とした。
- 会計年度任用職員の給与に係る遡及改定の令和 5 年度実施予定についての調査結果（令和 5 年12月 1 日時点）は次のとおり。
 - ・ 令和 5 年度中に**実施する予定の団体**：**986団体（55.1%）**
 - ・ **実施しない予定の団体**：**802団体（44.9%）**

⇒ 常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本としていただきたい。

会計年度任用職員制度の適正な運用等について（令和5年12月27日付け公務員部長通知）

1 「空白期間」の適正化

- 退職手当や社会保険料等を負担しないようにするため、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間（いわゆる「空白期間」）を設けることは適切ではない。

2 適切な給与決定

- 会計年度任用職員の給与水準の決定については、地方公務員法に定める給与決定原則にのっとり、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮するとともに、地域の民間企業における同一又は類似の職種の労働者の給与水準の状況等にも十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ、適切に決定する必要があること。その際、地域の実情等には、最低賃金が含まれることに留意すること。
- また、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること。
- さらに、令和6年度からは、対象となる会計年度任用職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものであること。
- また、単に財政上の制約のみを理由として、期末手当又は勤勉手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当又は勤勉手当を支給する一方で給料、報酬や期末手当について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであるため、こうした取扱いを行っている団体は、適切な措置を講ずること。

3 適切な勤務時間の設定

- 会計年度任用職員の勤務時間については、その職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要。
- フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定することは適切ではない。
フルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することについては、財政上の制約を理由として行うことは改正法の趣旨に沿わないことを前提に、任命権者及び人事委員会又は公平委員会は、人事機関として、一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのか改めて検証の上、慎重に判断する必要があることに十分留意。
- 勤務時間については、具体的な業務内容や時間外勤務の有無等勤務の実態を把握した上で、毎年度、見直しの検討を行うことが必要。特に、時間外勤務を含めた勤務時間の実績を踏まえ、任期を通じた一定の業務量を見込むことができる場合には、当該見込みに基づき勤務時間の見直しを行うことが必要。

4 再度の任用について

- 再度の任用を想定する場合の能力実証及び募集については、各地方公共団体において、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、適切に対応いただきたい。
- 前年度に同一の職務内容の職に任用されていた者について、客観的な能力の実証の一要素として、前の任期における勤務実績を考慮して選考を行うことは可能。
- また、結果として複数回の任用が繰り返された後に、再度の任用を行わないこととする場合には、事前に十分な説明を行う、他に応募可能な求人を紹介する等配慮をすることが望ましい。

令和2年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査（概要）

2. パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の設定（1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職）

【制度趣旨の助言内容】

- 会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要
- 単に財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、フルタイム任用の抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わない

- 1週間当たりの勤務時間が37時間30分（フルタイムより1日15分短い）以上の職については、任用団体数は1,144団体、任用件数は66,429件となっている
- 単に財政上の制約を理由として、短い勤務時間を設定している職は見られない

（1）任用団体数及び任用件数

（単位：件数）

区分	任用 団体数	任用件数
都道府県	11	440
指定都市	12	2,402
市区	434	43,394
町村	484	15,680
一部事務組合等	203	4,513
合計	1,144	66,429

※ 「任用件数」は職ごとのものであり、例えば1人が2つの職に従事する場合は、合算した勤務時間ではなく各職の勤務時間に基づき回答

（2）勤務時間設定の考え方

（単位：団体数）

分類	団体数	割合
① 業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果によるもの	851	74.4%
② 施設の運営時間や窓口の開設時間等を考慮したもの	592	51.7%
③ 職務内容に関するシフトや勤務体制、繁忙時間帯を考慮したもの	519	45.4%
④ 本人の希望や応募状況を考慮したもの	148	12.9%
⑤ 通常期はフルタイム任用だが、夏季休暇期などに勤務しない時期があるため、通年ではパートタイムとなるもの	125	10.9%
⑥ 非常勤職員の勤務終了時に、常勤職員による確認・点検等が必要なため、当該確認等の時間を考慮したもの	106	9.3%

※ 該当する職を設置している団体に勤務時間設定の考え方を確認したところ、全ての団体から上記の6つの分類のいずれかに該当するとの回答が得られた。

※ 複数回答であるため各団体数の合計は、任用団体数の合計（1,144団体）と一致しない。

令和3年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）

2. パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の設定（1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職）

【制度趣旨の助言内容】

- 会計年度任用職員の勤務時間については、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要
- フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定することは適切ではない

- 1週間当たりの勤務時間が37時間30分（フルタイムより1日15分短い）以上の職については、任用団体数は1,173団体、任用件数は55,662件となっている
- 前回調査（※）より、任用件数は減少したが、任用団体数は増加した
- 当該勤務時間の職は、多くの部門・職種で任用されている状況
- 当該勤務時間について、業務内容に応じた勤務時間の積上げ、施設運営時間、勤務体制等に基づき設定したと回答している団体が多い

（※） 前回調査では部門・職種を限定せず全ての職について調査

(1) 団体区分別任用団体・件数

区分	任用 団体数	任用件数	(参考) <前回調査> 任用団体数	(参考) <前回調査> 任用件数
都道府県	11	385	11	440
指定都市	11	1,908	12	2,402
市区	447	36,482	434	43,394
町村	500	14,500	484	15,680
一部事務組合等	204	2,387	203	4,513
合計	1,173	55,662	1,144	66,429

※ 「任用件数」は職ごとのものであり、例えば1人が2つの職に従事する場合は、合算した勤務時間ではなく各職の勤務時間に基づき回答

(2) 部門・職種別任用件数

区分	任用件数
一般行政 部門	一般事務職員 14,009
	保育所保育士 11,402
	技能労務職員 4,555
	放課後支援員 322
	給食調理員 1,873
教育部門	教員・講師 4,097
	一般事務職員 3,334
	技能労務職員 3,175
	給食調理員 3,658
	図書館職員 2,087
警察部門	一般事務職員 0
消防部門	一般事務職員 62
公営企業 部門	一般事務職員 3,622
	看護師 1,549
	技能労務職員 1,917

(3) 勤務時間設定の考え方

分類	団体数	割合
① 業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果によるもの	804	68.5%
② 施設の運営時間や窓口の開設時間等を考慮したもの	388	33.1%
③ 職務内容に関するシフトや勤務体制、繁忙時間帯を考慮したもの	461	39.3%
④ 本人の希望や応募状況を考慮したもの	43	3.7%
⑤ 通常期はフルタイム任用だが、夏季休暇期などに勤務しない時期があるため、通年ではパートタイムとなるもの	120	10.2%
⑥ 非常勤職員の勤務終了時に、常勤職員による確認・点検等が必要なため、当該確認等の時間を考慮したもの	56	4.8%

※ 該当する職を設置している団体に勤務時間設定の考え方を確認したところ、全ての団体から上記の6つの分類のいずれかに該当するとの回答が得られた。

※ 複数回答であるため各団体数の合計は、任用団体数の合計(1,173団体)と一致しない。

令和4年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）

2－1．パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の設定（1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職）

- 【制度趣旨の助言内容】
- 会計年度任用職員の勤務時間については、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要
 - フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定することは適切ではない
 - フルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することについては、一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのか改めて検証の上、慎重に判断する必要がある

- 1週間当たりの勤務時間が37時間30分（フルタイムより1日15分短い）以上の職については、任用団体数は1,161団体（12団体減少）、任用件数は56,573件（911件増加）となっており、多くの部門・職種で任用されている状況
- 当該勤務時間について、業務内容に応じた勤務時間の積上げ、シフト・勤務体制、施設や窓口の運営時間等を考慮して設定したと回答している団体が多い

（1）団体区分別任用団体・件数

区分	任用 団体数	任用件数	（参考） ＜前回調査＞ 任用団体数	（参考） ＜前回調査＞ 任用件数
都道府県	11	390	11	385
指定都市	11	1,817	11	1,908
市区	428	37,035	447	36,482
町村	499	14,888	500	14,500
一部事務組合等	212	2,443	204	2,387
合計	1,161	56,573	1,173	55,662

（2）部門・職種別任用件数

区分	任用件数
一般行政 部門	一般事務職員 14,945
	保育所保育士 11,052
	技能労務職員 4,381
	放課後支援員 348
	給食調理員 1,805
教育部門	教員・講師 4,169
	一般事務職員 3,556
	技能労務職員 3,007
	給食調理員 3,489
	図書館職員 1,965
警察部門	一般事務職員 0
消防部門	一般事務職員 57
公営企業 部門	一般事務職員 3,680
	看護師 1,843
	技能労務職員 2,276

（3）勤務時間設定の考え方

分 類	団体数	割合
① 業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果によるもの	811	69.9%
② 施設の運営時間や窓口の開設時間等を考慮したもの	392	33.8%
③ 職務内容に関するシフトや勤務体制、繁忙時間帯を考慮したもの	442	38.1%
④ 本人の希望や応募状況を考慮したもの	41	3.5%
⑤ 通常期はフルタイム任用だが、夏季休暇期などに勤務しない時期があるため、通年ではパートタイムとなるもの	116	10.0%
⑥ 非常勤職員の勤務終了時に、常勤職員による確認・点検等が必要のため、当該確認等の時間を考慮したもの	62	5.3%

※ 該当する職を設置している団体に勤務時間設定の考え方を確認したところ、全ての団体から上記の6つの分類のいずれかに該当するとの回答が得られた。
※ 複数回答であるため各団体数の合計は、任用団体数の合計（1,161団体）と一致しない。

令和4年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）

2－2． 1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職における勤務時間の見直しの実施状況

【制度趣旨の助言内容】

○ パートタイム会計年度任用職員の勤務時間については、具体的な業務内容や時間外勤務の有無など勤務の実態を把握した上で、必要に応じ、フルタイムでの任用を含め、見直しの検討を行う必要がある

- 前年度において、1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職で、任用期間中の時間外勤務時間の1日当たりの平均が常勤職員との勤務時間との差（15分程度）以上であったが、勤務時間の見直しが行われなかった職に、今年度任用されている件数は8,598件。
- 見直しを行っていない理由としては、業務量が増大したのは突発的な要因（新型コロナウイルス感染症対策に関連した業務への従事等）であると分析していること等が挙げられていた。

<勤務時間の見直しの実施状況>

区 分	前年度において、一週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職で、令和4年度に職を設定するに当たり勤務時間の見直しが行われなかった件数	前年度中に時間外勤務があったが、勤務時間の見直しが行われなかった件数	うち前年度における任用期間中の時間外勤務時間の平均が、常勤職員の勤務時間との差以上の件数
都道府県	388	204	81
指定都市	1,768	900	387
市区	18,047	12,992	6,401
町村	6,843	3,639	1,489
一部事務組合等	837	575	240
合計	27,883	18,310	8,598

令和5年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）

2-1. パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の設定（1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職）

- 【制度趣旨の助言内容】
- 会計年度任用職員の勤務時間については、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要
 - フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定することは適切ではない
 - フルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することについては、一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのか改めて検証の上、慎重に判断する必要がある

- 1週間当たりの勤務時間が37時間30分（フルタイムより1日15分短い）以上の職については、任用団体数は1,220団体（59団体増加）、任用件数は58,154件（1,581件増加）となっており、依然、多くの部門・職種で任用されている状況
- 当該勤務時間について、業務内容に応じた勤務時間の積上げ、シフト・勤務体制、施設や窓口の運営時間等を考慮して設定したと回答している団体が多い

（1）団体区分別任用団体・件数

区分	任用団体数	任用件数	（参考） 〈前回調査〉 任用団体数	（参考） 〈前回調査〉 任用件数
都道府県	15	503	11	390
指定都市	12	1,874	11	1,817
市区	428	37,257	428	37,035
町村	524	15,789	499	14,888
一部事務組合等	241	2,731	212	2,443
合計	1,220	58,154	1,161	56,573

（参考）会計年度任用職員全体における割合の推移

	R2	R3	R4	R5
1日あたり15分短い勤務時間の職への任用件数（A）※1	66,429	55,662	56,573	58,154
会計年度任用職員数（B）※2・3・4	622,306	622,306	622,306	661,901
（A）／（B）	10.7%	8.9%	9.1%	8.8%

※1:令和2年度調査では「全ての職」を調査対象としたが、令和3年度以降は現在の「調査対象部門・職種（15部門・職種）における全ての職」としている。
※2:任用期間が6ヶ月以上かつ1週間当たりの勤務時間が常勤職員の半分（19時間25分）以上の会計年度任用職員をカウント。
※3:令和2年度から令和4年度は、直近である令和2年度に実施した「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」における令和2年4月1日時点の職員数を計上。
※4:令和5年度は、本調査における令和5年4月1日時点の職員数を計上。

（2）部門・職種別任用件数

区分	任用件数
一般行政部門	一般事務職員 16,043
	保育所保育士 11,144
	技能労務職員 4,295
	放課後支援員 330
	給食調理員 1,743
教育部門	教員・講師 4,100
	一般事務職員 3,654
	技能労務職員 3,175
	給食調理員 3,441
	図書館職員 2,108
警察部門	一般事務職員 88
消防部門	一般事務職員 82
公営企業部門	一般事務職員 3,716
	看護師 1,753
	技能労務職員 2,482
合計	58,154

（3）勤務時間設定の考え方

分類	職数	割合
① 業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果によるもの	6,075	63.2%
② 職務内容に関するシフトや勤務体制、繁忙時間帯を考慮したもの	1,123	11.7%
③ 施設の運営時間や窓口の開設時間等を考慮したもの	1,706	17.8%
④ 非常勤職員の勤務終了時に、常勤職員による確認・点検等が必要なため、当該確認等の時間を考慮したもの	275	2.9%
⑤ 通常期はフルタイム任用だが、夏季休暇期などに勤務しない時期があるため、通年ではパートタイムとなるもの	274	2.9%
⑥ 本人の希望や応募状況を考慮したもの	156	1.6%
⑦ その他	0	0.0%
合計	9,609	100.0%

※ 該当する職を設置している団体に勤務時間設定の考え方を確認したところ、全ての団体から上記の6つの分類のいずれかに該当するとの回答が得られた。
※ 「職数」は、「任用件数」（合計で58,154件）に対応する職の数。

令和5年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）

2－2． 1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職における勤務時間の見直しの実施状況

- 【制度趣旨の助言内容】
- パートタイム会計年度任用職員の勤務時間については、具体的な業務内容や時間外勤務の有無など勤務の実態を把握した上で、必要に応じ、フルタイムでの任用を含め、見直しの検討を行う必要がある
 - 1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職で、前年度（令和4年度）において、任用期間中の時間外勤務時間の1日当たりの平均が常勤職員との勤務時間との差（15分程度）以上であったが、令和5年度に職を設定するに当たり、勤務時間の見直しが行われていない職は822件。
 - そのうち、前々年度（令和3年度）も同様の勤務実態であったが、勤務時間の見直しが行われていない職の数は536件。
 - 令和4年度及び令和5年度における職の設定に当たり勤務時間の見直しを行っていない理由としては、それぞれ前年度において時間外勤務が発生したのは一時的・突発的な業務量の増（※）であったこと等が挙げられていた。
- （※） 新型コロナウイルス感染症対策、マイナンバーカード交付事務、保育時間の延長、急患対応、休日のイベント開催等に関連した業務への従事

<勤務時間の見直しの実施状況>

区分	令和5年4月1日における 1週間当たり37時間30分 以上の職数	うち前年度における任用期間中の時間外勤務時間の平均が、常勤職員の勤務時間との差以上であったが、令和5年度に職を設定するに当たり、勤務時間の見直しが行われていない職数	うち前々年度も同様の勤務実態(※)があったが、令和4年度に職を設定するに当たり、勤務時間の見直しが行われていない職数
都道府県	34	6	6
指定都市	133	17	10
市区	4,449	430	311
町村	4,382	315	179
一部事務組合等	611	54	30
合計	9,609	822	536

※ 「同様の勤務実態」とは、任用期間中の時間外勤務時間の平均が、常勤職員の勤務時間との差以上を指す。